

2024 年 6 月 27 日 一部改正
2024 年 1 月 30 日 技術委員会 審議
2024 年 5 月 31 日 国土交通大臣 認可

海水吸入口のグレーチング

改正対象

鋼船規則 B 編

改正理由

IACS 統一規則 Z15 では、船底検査を水中検査で行う場合に、船底弁を検査又は修理の際に船内から開放できるように、その開口部を船外から確実に閉鎖できる構造とすることが要求されている。本会鋼船規則では、開口部を船外から確実に閉鎖できる構造とするために、海水吸入口のグレーチングは、潜水士が水中にて開閉可能なようヒンジ式とすることを要求していた。

一方、海水吸入口のグレーチングにあっては、ヒンジ式ではなく、他の代替手段によって、開口部を船外から確実に閉鎖できる構造とする方法があり、他の代替手段でも認められるよう業界からの要望があった。

IACS 統一規則 Z15 においてもヒンジ式と限定する規定はないため、今般、業界からの要望に基づき、関連規定を改める。

改正内容

海水吸入口のグレーチングの構造に関して、水中にて開閉可能な構造であれば、ヒンジ式以外の構造も認めるよう規定する。

施行及び適用

2024 年 6 月 27 日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID: DX23-13

「海水吸入口のグレーチング」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則 B 編 船級検査 6 章 船底検査 6.1 船底検査 6.1.2 水中検査* -3. 水中検査を適用しようとする船舶には、あらかじめ次に掲げる措置が講じられていなければならない。ただし、前-2.(3)の資料が提出されている場合、次の(1)又は(4)について適宜参酌することができる。 (1)から(5)は省略) (6) 船底弁を検査又は修理の際に船内から開放できるように、その開口部を船外から確実に閉鎖できる構造とすること。そのため海水吸入口のグレーチングは、<u>ヒンジ式とするなどの方法により</u>潜水土が水中にて開閉可能な構造とすること。 ((7)は省略) 附 則 1. この規則は、2024 年 6 月 27 日から施行する。	鋼船規則 B 編 船級検査 6 章 船底検査 6.1 船底検査 6.1.2 水中検査* -3. 水中検査を適用しようとする船舶には、あらかじめ次に掲げる措置が講じられていなければならない。ただし、前-2.(3)の資料が提出されている場合、次の(1)又は(4)について適宜参酌することができる。 (1)から(5)は省略) (6) 船底弁を検査又は修理の際に船内から開放できるように、その開口部を船外から確実に閉鎖できる構造とすること。そのため海水吸入口のグレーチングは、潜水土が水中にて開閉可能な<u>ようヒンジ式構造</u>とすること。 ((7)は省略)	IACS UR Z15(Rev.3) A3.3